

### 第33次地方制度調査会について（会長談話）

第33次地方制度調査会が発足し、岸田総理は「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方」について諮問しました。

新型コロナウイルス感染症は、国民生活と社会経済の環境を大きく変容させ、その対応にあたり、地方分権時代における国と自治体の関係や自治体間の連携のあり方への課題を浮き彫りとしました。今回の諮問事項には、これから先の時代を見据え、持続可能な社会の構築に向けて、国と自治体の役割分担や事務権限の明確化を図る論点を含むものと理解しており、今後の議論に期待しています。

今般、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の急速な進展など、社会環境が大きく変化しております。その状況において、地域の実情に応じ、迅速、柔軟かつ機動的に課題解決を図ることが求められ、そのために国の役割と責任を明確化するとともに、地方分権改革をさらに推進する必要があります。指定都市市長会としては、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を合わせ持つ指定都市が、その責任と役割を存分に発揮できる環境を整え、持続可能な自立した地域社会を構築するために「特別自治市制度」を法制化し、多様な大都市制度の実現を図るよう提言しています。

国から地方への権限・税財源の一体的な移譲により、真の分権型社会を実現するため、第33次地方制度調査会において、指定都市の意見も踏まえた幅広い調査審議が行われることを強く望みます。

令和4年1月17日  
指定都市市長会会長

鈴木康友